フランチャイズ・ガイドラインの改正案の概要



フランチャイズ・ガイドラインの構成

- 1. 【ぎまん的顧客誘引】の観点から,加盟者募集時に開示することが望ましい事項を記載 (当該事項の不開示等により優良誤認等を与え,競争者の顧客を不当に誘引した場合は違反となる)
- 2. 【優越的地位の濫用】の違反となり得る想定事例を例示

実態調査で明らかになった問題行為について、未然防止の観点から追加

実態調査報告書で明らかになった主な問題行為及び改正案の概要

実態調査で明らかになった問題行為		ガイドラインの改正案の概要
①募集時の説明 (予想収益等)	・予想収益等の説明が不十分	・モデル収益等を示す場合は、収益を予想するものではない旨を説明するよう注記(上記1)
②仕入数量の強制	・無断発注による仕入数量の強制	・「仕入数量の強制」の違反想定事例に,「 加盟者の意思に反 する発注 」を追記(上記 2)
③年中無休・ 24時間営業	・深夜帯の採算性の悪さや深刻な 人手不足についての情報の不開示 ■ ・時短営業の協議に応じない	・「人手不足,人件費高騰等の 経営に悪影響を与える情報」の開示 が望ましい旨を新設(上記1) ・違反想定事例に, 時短営業の協議拒絶 を新設(上記2)
④ドミナント出店	・周辺地域への追加出店時の「配慮」の内容が不明確・口頭での取決めを反故	・配慮の具体的内容を明示するよう注記(上記1) ・違反想定事例に, 取決めに反した場合 を新設(上記2)
⑤見切り販売の制限	・見切り販売の手続きが煩雑との意見	・柔軟な売価変更が可能な仕組みの構築が望ましい旨の注記 (上記2)

(その他,改正に伴う記載位置の整理,用語の説明の適正化の対応)